

発議第11号

令和7年12月17日

糸魚川市議会議長 古畠 浩一 様

提出者 糸魚川市議会議員 阿部 裕和

賛成者 糸魚川市議会議員 渡辺 栄一

賛成者 糸魚川市議会議員 東野 恭行

## **近藤新二議員に対する辞職勧告決議について**

上記の議案を会議規則第14条の規定により提出します。

## 近藤新二議員に対する辞職勧告決議

糸魚川市議会は、地方自治における二元代表制の一翼を担う、市民を代表する議決機関である。

その構成員である市議会議員は、選挙により市民の負託を受け、市民のために誠実かつ責任ある行動をもって職務を遂行する責務を負っている。

しかしながら、近藤新二議員は、総務文教常任委員会委員の立場にありながら、令和7年12月12日に開催された総務文教常任委員会において、委員会が終了していないにもかかわらず、委員会を途中退席した。

その際、退席理由として「歯医者を受診するため」との説明が委員長になされ、これに対し委員長からは、公務優先であり、私用による途中退席は適切ではない旨が伝えられていた。また同様に、議長からも公務優先であること、そして私用による途中退席は適切ではない旨が、近藤新二議員に対して伝えられていた。

にもかかわらず、実際には、近藤新二議員は歯医者を受診した事実はなく、委員会開催時間中に飲酒を伴う会合に参加していた事実が確認されている。

このような行為は、委員会に対して虚偽の説明を行い、さらに議長や委員長から注意を受けた後もこれを顧みず、公務より私的行為を優先したものであり、議会の信頼を著しく損なうものである。

これは、市民の負託を受けた議員として極めて不適切である。また、議員に求められる品位及び責任ある行動を欠く行為であり、糸魚川市議会として看過できない。

よって、糸魚川市議会は近藤新二議員に対し、ここに議員の職を辞するよう勧告するものである。

以上、決議する。

令和7年12月18日

糸魚川市議会